

公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー  
長野市バスツアー造成支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー（以下「この法人」という。）が、旅行事業者に対し、長野市を訪れるバスツアーに係る費用の一部を支援することにより、本市への旅行商品の造成・販売を促進するため、長野市バスツアー造成支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅行事業者及び旅行商品)

第2条 支援金の交付対象となる旅行事業者とは、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会加入の正会員及び海外の旅行事業者とする。

2 支援金の交付対象となる旅行商品とは次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 長野県外を出発地とする募集型企画旅行及び受注型企画旅行であり、企画単位とする。
- (2) バス1台あたりの団体旅行の参加者（添乗員、乗務員等をのぞく）が15名以上であること。
- (3) 長野市内の宿泊施設に1泊以上宿泊する日程であること。
- (4) 長野市内の観光地、施設等に1か所以上立ち寄る日程であること。
- (5) 支援金の交付を受けるに当たり、この法人から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(支援金額および限度額)

第3条 前条第2項に定める旅行商品に対する支援金額は、バス1台につき次の各号に掲げる旅行参加者の人数に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1旅行事業者につき、同一年度内において300,000円を限度とする。

- (1) 15名以上30名未満 30,000円
- (2) 30名以上 50,000円

2 旅行行程中に、長野市内で2泊以上の宿泊を伴う場合であっても1台とみなし、支援金額を決定する。

3 支援金の交付決定額が当該年度の予算に達した場合、その時点で本事業を終了する。

(支援対象旅行商品認定に伴う申請)

第4条 旅行事業者は、第2条第2項に定める旅行商品の認定を受ける場合は、長野市バスツアー造成支援金申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、旅行実施前までに公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という）に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表（任意の形式）
- (2) 募集型企画旅行の場合、募集チラシやWEBサイトの旅行参加募集ページのコピー等、旅行代金の記載を含むもの

2 前項の申請に伴う費用は全て旅行事業者の負担とする。

(支援対象旅行商品の決定)

第5条 理事長は、前条第1項に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金交付の可否を決定し、長野市バスツアー造成支援金交付決定（不交付決定）通知書（様式第

2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 申請者は、支援金交付の通知を受けた後において、以下の各号のいずれかに該当するときは、変更・中止申請書(様式第3号)を理事長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 支援金申請の内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該旅行企画を中止したとき。

(実績報告と支援金の請求)

第7条 申請者は、当該旅行が終了した日から30日以内若しくは第5条に基づく決定の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付し、長野市バスツアー造成支援金実績報告書(様式第4号)(以下「実績報告書」という。)、及び支援金請求書(様式第6号)、その他必要書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 対象となる旅行商品の実施明細書(最終旅行日程表等)
- (2) 利用した長野市内の宿泊施設が発行する宿泊証明書(様式第5号)

(支援金額の確定及び交付)

第8条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、支援金の額を確定し、速やかに支援金を交付する。

(交付決定の取り消し等)

第9条 理事長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 認定の内容に違反したとき。
- (2) 法令又はこれらに基づく理事長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。